

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市総合体育館・青年会館  
(2) 田迎公園運動施設  
(3) 南部総合スポーツセンター  
(4) 熊本市総合屋内プール  
(5) 託麻スポーツセンター  
(6) 水前寺野球場  
(7) 水前寺競技場  
(8) 城南総合スポーツセンター  
(9) 植木中央公園運動施設  
(10) 熊本市城南B&G海洋センター
- 2 指定管理者 熊本市中央区出水 2 丁目 7 番 1 号  
一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団  
理事長 中村 英文
- 3 指定期間 自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 11 年 3 月 31 日

(提出理由)

熊本市総合体育館・青年会館、田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、熊本市総合屋内プール、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技場、城南総合スポーツセンター、植木中央公園運動施設及び熊本市城南B&G海洋センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244

条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。